

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年6月15日提出
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 （平成22年7月1日より「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」(予定))
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ダニエル・クライン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	長谷 俊一
【電話番号】	03-6377-2871
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	C R O C I 日本株指数ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続申込期間：1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

CROCI日本株指数ファンド（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

a. 追加型株式投資信託の受益権です。

b. 格付は取得していません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（平成22年7月1日付で「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名を変更いたします。以下「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合せいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

（掲載名「C日本株」）

《委託会社へのお問い合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページアドレス：<http://am.japan.bnpparibas.com/>

(5) 【申込手数料】

お申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

1,000万口以上1,000万口単位もしくは1,000万円以上1,000万円単位

(7) 【申込期間】

継続募集に係る申込期間：平成22年7月1日から平成23年4月15日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

次の販売会社で取扱います。なお、取扱店等につきましては販売会社にお問い合わせ下さい。
ドイツ証券株式会社 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー

(9) 【払込期日】

申込者は販売会社の定める日までに申込金額を販売会社に支払います。

なお、当該販売会社は受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額を、追加信託が行なわれる日に委託者の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

(1 0) 【払込取扱場所】

お申込金額はお申込みの販売会社にお支払い下さい。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得の申込みは、販売会社に取引口座を開設のうえ当ファンドの申込みを行うことによって成立します。販売会社は、お申込みの成立までに、「総合取引約款」および当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。

受益権取得申込みの方は「目論見書」等をご高覧のうえ、当該約款等に基づく「取引口座設定申込書」および当ファンドの「取得申込書」等にご記入のうえ、ご提出下さい。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital Invested) Japan Index Total Return と連動する投資成果をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単位型/追加型 (1)	投資対象地域 (2)	投資対象資産 (収益の源泉) (3)	補足分類 (4)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型

- (1) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- (2) 投資対象地域による区分で国内とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (3) 投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (4) 補足分類でインデックス型とは、目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用効果を目指す旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産 (5)	決算頻度	投資対象地域 (6)	対象インデックス (7)
株式 一般/大型株/中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	日経225
債券 一般/公債/社債	年4回 年6回	北米 欧州	TOPIX
その他債券 クレジット属性	(隔月)	アジア	その他
不動産投信	年12回	オセアニア	(Deutsche Bank
その他資産	(毎月)	中南米	CROCI (Cash Return
資産複合	日々	アフリカ	On Capital Invested)
資産配分固定型/資産配分変更型	その他	中近東 (中東)	Japan Index Total
		エマージング	Return)

- (5) 投資対象資産による区分で債券 (その他債券) とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- (6) 投資対象地域の日本とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (7) 対象インデックスによるその他 (Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital Invested) Japan Index Total Return) とは日経225、TOPIXにあてはまらない指数とし、当ファンドはドイツ銀行 A G ロンドン支店が計算する「Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital Invested) Japan Index Total Return」を参考指数としています。

信託金の限度額

信託金額の限度額は1,000億円です。

ファンドの特色

主として、ドイツ銀行 A G ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組み入れることで、ドイツ銀行 A G ロンドン支店が計算する「Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital

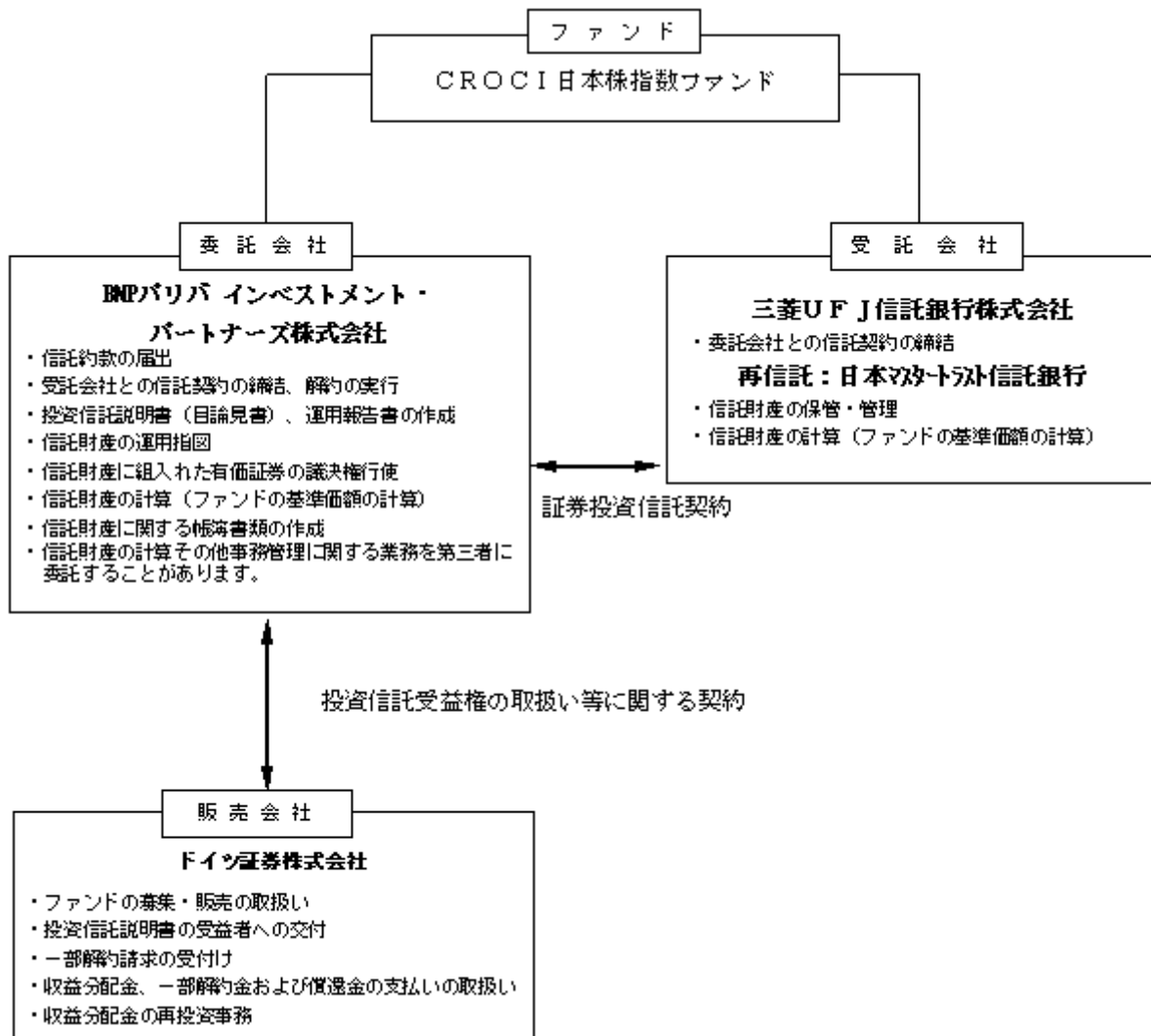
Invested) Japan Index Total Return」のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。

当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入替えは行わないことを原則とします。ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの関係法人



ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行株 式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》 ドイツ証券株式会社	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

< 証券投資信託契約 >

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

< 投資信託受益権の取扱い等に関する契約 >

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

b. 委託会社等の概況（本書提出日現在）

資本金の額 4億5,000万円

沿革 平成10年11月9日 会社設立
平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得
平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録
平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得
平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更（予定）

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

この投資信託は、Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital Invested) Japan Index Total Return と連動する投資成果をめざして運用を行います。

b. 投資態度

主として、ドイツ銀行AGロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組み入れることで、ドイツ銀行AGロンドン支店が計算する「Deutsche Bank CROCI (Cash Return On Capital Invested) Japan Index Total Return」のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入替は行わないことを原則とします。ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条に定めるものに限ります。）
 - ハ．金銭債権（イ、ニに掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
 - ロ．外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

投資対象とする有価証券

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとし、

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。
 21. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号ならびに第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 金銭債権(預金およびコール・ローンに限ります。)
2. 約束手形
3. 金銭を信託する信託の受益権(指定金銭信託に限ります。金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
4. 為替手形

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(3)【運用体制】

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

- (a) 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- (b) 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- (c) ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- (d) 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の内容は、平成22年5月末現在の当ファンドの委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社における運用体制です。フォルティス・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託委託業に係る業務は、平成22年7月1日付の合併により存続会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社(合併期日付変更の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社)に承継致します。

上記の「(3)運用体制」は、今後変更になる場合があります。

BNPパリバグループの概要（本書提出日現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは信用格付において世界の上位6銀行の一角を占める金融機関です（スタンダード&プアーズによる）。80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、並びにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。BNPパリバは、米国においても強力なプレゼンスを築いており、アジアと新興市場にも重要な拠点を有しています。日本国内においても、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。2010年4月1日、BNPパリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツは、経営統合いたしました。フォルティス・インベストメンツの運用実績と世界に広がる拠点網が、BNPパリバ インベストメント・パートナーズのフレキシブルなパートナーシップ・モデルとこれまで培われた運用戦略と融合し、相乗効果をもたらすものとなりました。約1,200人の各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が、60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを提供しています。

(4) 【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下、収益といいます。）は、原則として決算日ごとに以下の方針に基づき分配されます。

収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (a) 分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等の全額とすることを基本とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- (c) 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額の売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

収益分配金の交付

毎計算期間の終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払を開始します。

(5) 【投資制限】

(信託約款による投資制限)

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

（投資する株式等の範囲）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

- コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
- コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

本条において金融商品とは次に掲げるものをいいます。

- 金銭債権(預金およびコール・ローンに限ります。)
- 約束手形
- 金銭を信託する信託の受益権(指定金銭信託に限ります。)
- 為替手形

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(資金の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金

借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

本項において金融商品とは次に掲げるものをいいます。

1. 金銭債権（預金およびコール・ローンに限ります。）
2. 約束手形
3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
4. 為替手形
5. 抵当証券

（法令による投資制限）

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある金融商品に投資しますので基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。ありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失はすべてご投資家に帰属します。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなりますが、損失も大きくなります。

a. 当ファンドのリスクの特性

当ファンドは、主として特定のユーロ円債（EMTN）を投資対象としていますので、組入れた有価証券の価格の変動や、発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を生じることがあります。主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。

市場リスク

- ・ 上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、当ファンドの基準価額は、現在の当ファンドが置かれている投資環境により変動します。債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。債券価格は金利によって変動し、金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。
- ・ 当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、株価の下落によっては、価格が下落する傾向があります。このため、株価が下落した場合には、当該債券の価格が下落することにより、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

市場参加リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産が保管を目的に委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

相手方当事者の債務不履行

当ファンドが取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドは相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。

流動性リスク

- ・ 一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 当ファンドが主に投資する円建債券は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られております。ただし、当該債券の残存期間中における一部売却に当該債券の値付業者が対応できなくなることがあります。

政治的リスク

ある国の政治状況が、当ファンドが投資する国の証券価値に影響をもたらすことがあり、結果として当ファンドの基準価額にも影響をもたらされることがあります。

特定な債券への銘柄集中によるリスク

- ・ 当ファンドは、原則として円建債券を高位に組入れます。また、原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの価額が下落する可能性があります。
- ・ 投資した債券が単一銘柄になった場合、途中売却により売却損が発生する可能性があり、これによって基準価額が下落することが考えられます。

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、株価の下落により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、当初元本を下回る可能性があります。

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うこととなります。

銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、業務部門によって日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しております。

また同時に、コンプライアンス・オフィサーによる法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングが実施されています。なお、委託会社ではパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。

パフォーマンス評価委員会

構成メンバー	運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、業務部門の代表者
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

リスク管理委員会

構成メンバー	業務部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用部門の代表者
所管業務	バック・オフィスに係わるリスクの検証
権限 / 責任範囲	バック・オフィスに係わるリスクの提言

上記の内容は、平成22年5月末現在の当ファンドの委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社における投資リスクに対する管理体制です。フォルティス・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託委託業に係る業務は、平成22年7月1日付の合併により存続会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併期日付変更の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継致します。

上記の「b. 投資リスクに対する管理体制」は、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込み手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

解約請求日の翌営業日の基準価額に0.4%を乗じた金額とします。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3675%（税抜き0.35%）を乗じて得た額とし、信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2625%（税抜年0.25%）	年0.0525%（税抜年0.05%）	年0.0525%（税抜年0.05%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

上記の信託報酬の他に当ファンドが投資するユーロ円債の価格および償還価格に影響し、ファンドの基準価額に影響を与える費用があります。

<インデックス手数料>

ファンドの投資対象となるユーロ円債の時価に、年0.50%のインデックス手数料がかかります。

（平成22年6月15日現在）

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（1） 有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用（2） 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税相当額

上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

委託会社は、前記の信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ 1 ）及び法定書類の費用（ 2 ）をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.105%（税抜 年0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することが出来ます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識する場合があるため、予め具体的な金額等を記載することはできません。

（ 5 ）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることもあります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

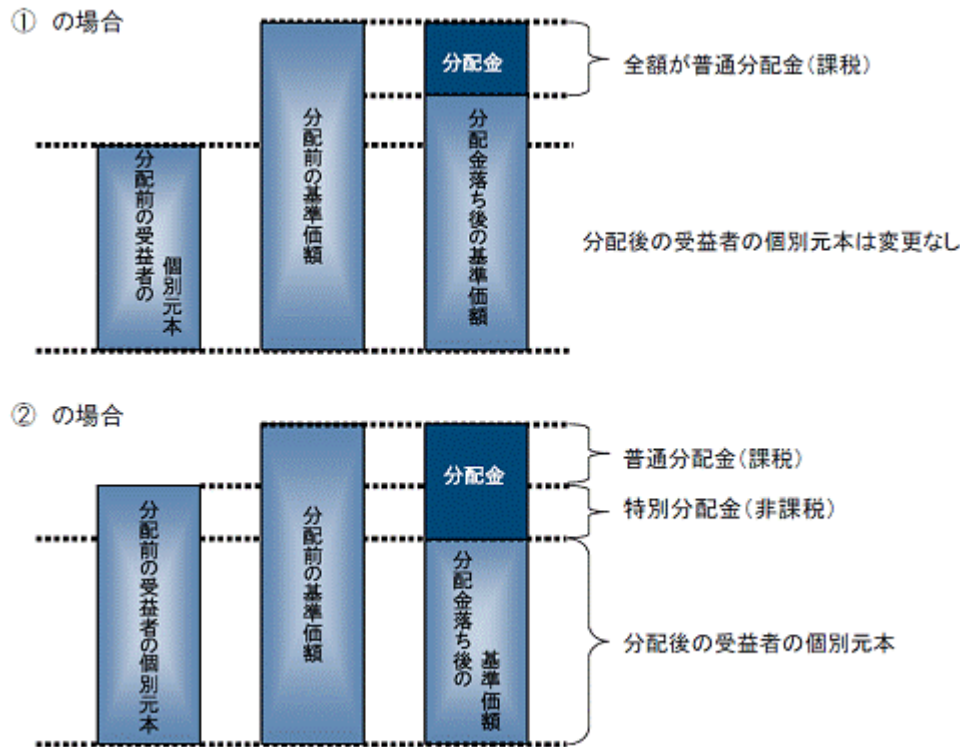
受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

< 損益通算について >

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

b. 法人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年2月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	ドイツ	1,274,966,000	97.94
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		26,752,159	2.06
合計（純資産総額）		1,301,718,159	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位30銘柄

平成22年2月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面 （千円）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ドイツ	社債券	ドイツ銀行 CROCI Japan Index Total Returnリンク債	1,948,000	69.05 1,345,094,000	65.45 1,274,966,000	97.94

B 種類別の投資比率

平成22年2月末日現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
社債券	外国	97.94

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年2月末日から平成22年2月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年月日	純資産総額（百万円）		基準価額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1期	（平成19年1月15日）	7,876	8,770	10,000	11,135
第2期	（平成19年7月17日）	8,715	9,467	10,000	10,863
第3期	（平成20年1月15日）	3,032	3,032	8,054	8,054
第4期	（平成20年7月15日）	2,386	2,386	7,068	7,068
第5期	（平成21年1月15日）	1,719	1,719	4,429	4,429
第6期	（平成21年7月15日）	1,227	1,227	4,967	4,967
第7期	（平成22年1月15日）	1,372	1,372	5,820	5,820
	平成21年2月末日	1,503	-	4,133	-
	平成21年3月末日	1,645	-	4,512	-
	平成21年4月末日	1,483	-	4,567	-
	平成21年5月末日	1,276	-	5,165	-
	平成21年6月末日	1,273	-	5,155	-

平成21年7月末日	1,306	-	5,288	-
平成21年8月末日	1,356	-	5,488	-
平成21年9月末日	1,261	-	5,349	-
平成21年10月末日	1,219	-	5,170	-
平成21年11月末日	1,163	-	4,932	-
平成21年12月末日	1,303	-	5,528	-
平成22年1月末日	1,331	-	5,647	-
平成22年2月末日	1,301	-	5,520	-

(注) 上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期末	1,135
第2期計算期末	863
第3期計算期末	-
第4期計算期末	-
第5期計算期末	-
第6期計算期末	-
第7期計算期末	-

【収益率の推移】

		収益率(%)
第1期	(平成19年1月15日)	11.4
第2期	(平成19年7月17日)	8.6
第3期	(平成20年1月15日)	19.5
第4期	(平成20年7月15日)	12.2
第5期	(平成21年1月15日)	37.3
第6期	(平成21年7月15日)	12.1
第7期	(平成22年1月15日)	17.2

(注) 各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

当ファンドの信託終了日の11営業日前の午後2時15分まで1,000万口以上1,000万口単位もしくは1,000万円以上1,000万円単位をもって取得の申込みに応じることができます。受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額の詳細は、委託会社または販売会社窓口にてお尋ね下さい。
また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、信託約款第4条に規定する当ファンドの信託終了日の11営業日前の午後2時15分まで、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.4%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。原則として、お申込日から起算して8営業日目からお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受け付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日¹の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日¹における以下のいずれかの価額で評価します。²

日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

（掲載名「C日本株」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページアドレス：<http://am.japan.bnpparibas.com/>

（2）保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）信託期間

信託期間は設定日（平成18年6月1日）から平成23年5月31日までとします。

（4）計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年1月16日から7月15日、7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。なお各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託約款第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（5）受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金（解約）請求権を有しています。

（6）その他

（ ）ファンドの償還条件

- a. 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ ）償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（ ）信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（ ）信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社

と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前項の信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記 から規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記 の書面の交付を原則として行いません。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

() 信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書（金融商品取引法第13条第2項第2号に定める）「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人により監査を受けております。
また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1【財務諸表】
【CROCI日本株指数ファンド】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (平成21年7月15日現在)	第7期 (平成22年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	52,731,420	30,309,238
社債券	1,178,309,700	1,345,094,000
未収利息	72	41
その他未収収益	-	125,882
流動資産合計	1,231,041,192	1,375,529,161
資産合計	1,231,041,192	1,375,529,161
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	393,442	339,471
未払委託者報酬	2,360,579	2,036,798
その他未払費用	786,758	678,832
流動負債合計	3,540,779	3,055,101
負債合計	3,540,779	3,055,101
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 2,471,437,048	1, 2 2,358,318,005
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3 1,243,936,635	3 985,843,945
（分配準備積立金）	13,045,302	16,557,442
元本等合計	1,227,500,413	1,372,474,060
純資産合計	1,227,500,413	1,372,474,060
負債純資産合計	1,231,041,192	1,375,529,161

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期	第 7 期
	自 平成21年 1 月16日 至 平成21年 7 月15日	自 平成21年 7 月16日 至 平成22年 1 月15日
営業収益		
受取利息	5,731,035	5,322,727
有価証券売買等損益	189,414,800	210,756,600
その他収益	169,992	125,882
営業収益合計	195,315,827	216,205,209
営業費用		
受託者報酬	393,442	339,471
委託者報酬	2,360,579	2,036,798
その他費用	965,521	795,293
営業費用合計	3,719,542	3,171,562
営業利益又は営業損失（ ）	191,596,285	213,033,647
経常利益又は経常損失（ ）	191,596,285	213,033,647
当期純利益又は当期純損失（ ）	191,596,285	213,033,647
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	51,710,941	19,105,859
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,162,682,153	1,243,936,635
剰余金増加額又は欠損金減少額	985,134,174	151,045,859
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	985,134,174	151,045,859
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	206,274,000	86,880,957
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	206,274,000	86,880,957
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,243,936,635	985,843,945

[次へ](#)

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期 自 平成21年 1月16日 至 平成21年 7月15日	第7期 自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
有価証券の評価基準 及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。時価評価にあたっては、金 融商品取引業者、銀行等の提示する価額 （但し、売気配相場は使用しない）又は、 価格情報会社の提供する価額で評価して おります。	社債券 同左

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

a. 名義書換

該当するものではありません。

b. 受益者等名簿

作成しません。

c. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

d. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益権の譲渡制限は設けておりません。

e. 受益者集会等

該当するものは存在しません。

f. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

g. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

h. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法の定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

i. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

j. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は下記のとおりです。

第1 ファンドの沿革**第2 手続等**

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価、(2) 保管、(3) 信託期間、(4) 計算期間、(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表、(2) 損益及び剰余金計算書、(3) 注記表、(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年5月2日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成18年6月1日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継（予定）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの信託終了日の11営業日前の午後2時15分まで1,000万口以上1,000万口単位もしくは1,000万円以上1,000万円単位をもって取得の申込みに応じることができます。受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額の詳細は、委託会社または販売会社窓口にてお尋ね下さい。
また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます

2【換金（解約）手続等】

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、信託約款第4条に規定する当ファンドの信託終了日の11営業日前の午後2時15分まで、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.4%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。原則として、お申込日から起算して8営業日目からお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受け付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

(掲載名「C日本株」)

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページアドレス：<http://am.japan.bnpparibas.com/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は設定日（平成18年6月1日）から平成23年5月31日までとします。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月16日から7月15日、7月16日から翌年1月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託約款第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

() ファンドの償還条件

- a. (イ) 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、繰上償還の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 繰上償還の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 繰上償還の公告の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) (ハ) から (ホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. (イ) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ハ) 委託会社は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ニ) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (ホ) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ヘ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ト) (二) から(ヘ)までの規定は、(ロ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(二)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
- c. (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記()信託約款の変更にしたがいます。
- d. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。前述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記()信託約款の変更 dに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- e. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記()の規定にしたがい新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- f. 委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
- 委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

() 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

() 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

() 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および

びその内容を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

信託約款第50条に規定する信託契約の解約または第55条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、信託約款第50条第4項または第55条第3項の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款第50条第3項または第55条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（関係法人との契約更改）

委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

（信託事務の委託）

受託会社はファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ ）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

（ ）信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま す。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払を開始します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「（５）その他（ ）ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「（ ）信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「（５）その他（ ）ファンドの償還条件」または「（ ）信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。但し、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成21年1月16日から平成21年7月15日まで）及び、第7期計算期間（平成21年7月16日から平成22年1月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【CROCI日本株指数ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成21年7月15日現在)	第7期 (平成22年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	52,731,420	30,309,238
社債券	1,178,309,700	1,345,094,000
未収利息	72	41
その他未収収益	-	125,882
流動資産合計	1,231,041,192	1,375,529,161
資産合計		
	1,231,041,192	1,375,529,161
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	393,442	339,471
未払委託者報酬	2,360,579	2,036,798
その他未払費用	786,758	678,832
流動負債合計	3,540,779	3,055,101
負債合計		
	3,540,779	3,055,101
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 2,471,437,048	1, 2 2,358,318,005
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3 1,243,936,635	3 985,843,945
(分配準備積立金)	13,045,302	16,557,442
元本等合計	1,227,500,413	1,372,474,060
純資産合計	1,227,500,413	1,372,474,060
負債純資産合計	1,231,041,192	1,375,529,161

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期	第 7 期
	自 平成21年 1月16日 至 平成21年 7月15日	自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
営業収益		
受取利息	5,731,035	5,322,727
有価証券売買等損益	189,414,800	210,756,600
その他収益	169,992	125,882
営業収益合計	195,315,827	216,205,209
営業費用		
受託者報酬	393,442	339,471
委託者報酬	2,360,579	2,036,798
その他費用	965,521	795,293
営業費用合計	3,719,542	3,171,562
営業利益又は営業損失（ ）	191,596,285	213,033,647
経常利益又は経常損失（ ）	191,596,285	213,033,647
当期純利益又は当期純損失（ ）	191,596,285	213,033,647
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	51,710,941	19,105,859
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,162,682,153	1,243,936,635
剰余金増加額又は欠損金減少額	985,134,174	151,045,859
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	985,134,174	151,045,859
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	206,274,000	86,880,957
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	206,274,000	86,880,957
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,243,936,635	985,843,945

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期	第7期
	自 平成21年 1月16日 至 平成21年 7月15日	自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）又は、価格情報会社の提供する価額で評価しております。	社債券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期	第7期
	(平成21年 7月15日現在)	(平成22年 1月15日現在)
1 期首元本額	3,882,268,606 円	2,471,437,048 円
期中追加設定元本額	350,000,000 円	186,880,957 円
期中解約元本額	1,760,831,558 円	300,000,000 円
2 計算期間末日における受益権の総数	2,471,437,048 口	2,358,318,005 口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,243,936,635円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、985,843,945円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期	第7期
自 平成21年 1月16日 至 平成21年 7月15日	自 平成21年 7月16日 至 平成22年 1月15日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,899,761円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,009,021円）及び分配準備積立金（8,145,541円）より分配対象収益は20,054,323円（1万口当たり81.13円）であります。分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,046,956円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,884,604円）及び分配準備積立金（11,510,486円）より分配対象収益は24,442,046円（1万口当たり103.63円）であります。分配を行っておりません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期		第7期	
	(平成21年 7月15日現在)		(平成22年 1月15日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	1,178,309,700 円	130,175,300 円	1,345,094,000 円	194,185,200 円
合計	1,178,309,700 円	130,175,300 円	1,345,094,000 円	194,185,200 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第6期（平成21年 7月15日現在）

該当事項はありません。

第7期(平成22年1月15日現在)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期(自平成21年1月16日 至 平成21年7月15日)

該当事項はありません。

第7期(自平成21年7月16日 至 平成22年1月15日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第6期 (平成21年7月15日現在)		第7期 (平成22年1月15日現在)	
1口当たり純資産額	0.4967 円	1口当たり純資産額	0.5820 円
(1万口当たり純資産額	4,967 円)	(1万口当たり純資産額	5,820 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	ドイツ銀行 CROCI Japan Index Total Returnリンク 債	1,948,000,000	1,345,094,000	
合計			1,948,000,000	1,345,094,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年2月末日

資産総額	1,302,441,295	円
負債総額	723,136	円
純資産総額（ - ）	1,301,718,159	円
発行済数量	2,358,318,005	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5520	円
（1万口当たりの純資産額	5,520	円）

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成18年6月1日)から第7期末(平成22年1月15日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	8,466,665,234	590,388,388
第2期	838,828,834	-
第3期	1,084,709,376	6,034,712,426
第4期	1,678,309,518	2,067,210,554
第5期	1,112,201,591	606,134,579
第6期	350,000,000	1,760,831,558
第7期	186,880,957	300,000,000

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	4億5,000万円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	9,000株
株式	記名式・額面100,000円
平成12年 5月10日	に7,000万円の増資
平成12年12月26日	に1億2,000万円の増資
平成13年 5月26日	に3,000万円の増資
平成13年11月30日	に1億7,500万円の増資
平成14年 9月27日	に1億5,000万円の増資
平成17年 3月30日	に8億500万円の減資
平成17年 3月30日	に3億1,000万円の増資
平成21年 6月30日	に4億5,000万円の増資
平成22年 2月 5日	に4億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構

(1) 経営体制

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしないうちもしくは議長となろうとしないうちは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用体制

運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

- 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の内容は、平成22年5月末現在の当ファンドの委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社における運用体制です。フォルティス・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託委託業に係る業務は、平成22年7月1日付の合併により存続会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併期日付変更の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継致します。

上記「(2) 運用体制」は今後変更になる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

<ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社> 平成22年4月末現在

委託会社が運用するファンドは56ファンド（追加型株式投資信託19本、単位型株式投資信託7本、単位型公社債投資信託30本）であり、純資産総額の合計額は2,367億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

<ご参考：フォルティス・アセットマネジメント株式会社> 平成22年4月末現在

委託会社が運用するファンドは88ファンド（追加型株式投資信託63本、単位型株式投資信託25本）であり、純資産総額の合計額は3,648億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を四捨五入して記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。また、第12期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期 別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
資 産 の 部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	*2		269,742		142,714
前払費用			6,515		19,706
未収委託者報酬			858,329		365,880
未収投資顧問料			357,680		-
未収運用受託報酬			-		94,114
未収投資助言報酬			-		61,005
未収収益			37,412		16,411
未収入金			1,673		29,222
未収還付法人税等			-		45,879
繰延税金資産			49,775		-
流動資産計			1,581,130		774,935
固定資産					
有形固定資産			104,229		105,913
建物	*1	100,859		102,111	
器具備品	*1	3,370		3,801	
無形固定資産			2,623		2,824
ソフトウェア		1,499		1,699	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			180,715		157,915
長期差入保証金		174,515		151,715	
投資有価証券		6,000		6,000	
その他		200		200	
固定資産計			287,568		266,653
資産合計			1,868,699		1,041,588

期 別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
負債の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			26,579		16,396
未払金			802,258		353,734
未払手数料		702,198		171,818	
未払委託調査費		-		152,884	
その他未払金		100,059		29,032	
未払費用			56,193		53,856
賞与引当金			49,780		43,709
役員賞与引当金			6,252		7,631
未払法人税等			63,070		-
前受収益			2,268		-
流動負債計			1,006,403		475,328
固定負債					
退職給付引当金			254,489		304,191
役員退職慰労引当金			38,875		43,790
固定負債計			293,365		347,981
負債合計			1,299,768		823,310
純資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
株主資本		千円	千円	千円	千円
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		37,200
資本準備金		37,000		37,000	
その他資本剰余金		200		200	
利益剰余金			81,729		268,923
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金		6,229		344,423	
繰越利益剰余金					
株主資本合計			568,930		218,277
純資産合計			568,930		218,277
負債・純資産合計			1,868,699		1,041,588

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第10期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日		第11期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	
		内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			3,459,393		2,912,661
投資顧問料			509,625		-
運用受託報酬			-		189,624
投資助言報酬			-		210,935
その他営業収益			93,783		69,521
営業収益計			4,062,803		3,382,743
営業費用					
支払手数料			2,213,023		1,342,714
広告宣伝費			36,025		34,680
調査研究費			62,194		62,550
委託調査費			-		630,546
委託計算費			122,754		108,158
営業雑経費			94,503		88,521
印刷費		90,560		85,007	
協会費		3,942		3,514	
営業費用計			2,528,500		2,267,170
一般管理費					
給料			792,823		821,408
役員報酬		86,495		81,717	
給料・手当		540,700		608,765	
賞与		165,627		130,925	
業務委託費			121,598		125,807
交際費			7,745		2,879
旅費交通費			41,207		34,404
事業税			5,745		4,414
租税公課			578		1,840
不動産賃借料			157,806		208,180
賞与引当金繰入額			49,780		43,709
役員賞与引当金繰入額			6,252		7,631
退職金			141		410
退職給付費用			97,546		71,250
役員退職慰労引当金繰入額			6,998		4,915
固定資産減価償却費			30,338		10,516
諸経費			128,211		83,308
一般管理費計			1,446,774		1,420,675
営業利益又は営業損失（ ）			87,528		305,103
営業外収益					
受取利息	*1	3,016		1,582	
受取違約金		-		3,256	
雑益		931		1,130	
営業外収益計			3,948		5,969
経常利益又は経常損失（ ）			91,476		299,133
特別損失					
有形固定資産除却損		115		-	
投資有価証券評価損		-		-	
特別損失計			115		-
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失（ ）			91,361		299,133
法人税、住民税及び事業税		95,349		1,744	
過年度分法人税、住民税及び事業税		14,436		-	
法人税等調整額		20,612	89,174	49,775	51,519
当期純利益又は当期純損失（ ）			2,187		350,652

(3) 【株主資本等変動計算書】

第10期
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	-
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	-
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	-
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	77,842
	当期変動額	剰余金の配当 73,800 当期純利益 2,187
	当期末残高	6,229
	繰越利益剰余金	
利益剰余金合計	前期末残高	153,342
	当期変動額	71,613
	当期末残高	81,729
株主資本合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	71,613
	当期末残高	568,930
純資産合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	71,613
	当期末残高	568,930

第11期
自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	-
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	-
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	-
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当期変動額	-
	当期末残高	344,423
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当期変動額	剰余金の配当 当期純損失
	当期末残高	350,652
利益剰余金合計	前期末残高	81,729
	当期変動額	350,652
	当期末残高	268,923
株主資本合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	350,652
	当期末残高	218,277
純資産合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	350,652
	当期末残高	218,277

重要な会計方針

期別 項目	第10期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	第11期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度よ り、平成19年4月1日以降に取得した有形 固定資産について、改正後の法人税法に 基づく減価償却の方法に変更してありま す。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響は軽微です。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日 以前に取得した資産については、改正前 の法人税法に基づく減価償却の方法の適 用により取得価額の5%に到達した事業年 度の翌事業年度より、取得価額の5%相当 額と備忘価額との差額を5年間にわたり 均等償却し、減価償却費に含めて計上し ております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響は軽微です。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）につい ては、社内における見込み利用可能期間 （5年）による定額法を採用してありま す。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 - - (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給 見込み額のうち当事業年度に負担すべき 額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見 込み額のうち当事業年度に負担すべき額 を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社 退職金規定に基づく自己都合退職金要支 給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規 に基づく期末要支給額を計上してありま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のた めの重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
-	<p>（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
-	<p>（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。</p> <p>前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）		第11期 （平成21年3月31日現在）	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	3,389千円	建物	12,189千円
器具備品	6,018千円	器具備品	7,234千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
預金	219,378千円	預金	62,244千円

（損益計算書関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
*1 関係会社取引項目		*1 関係会社取引項目	
受取利息	2,779千円	受取利息	1,400千円

（株主資本等変動計算書関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	-	-	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 株主総会	普通株式	73,800	16,400	平成19年3月31日	平成19年6月29日
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	-	-	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

（リース取引関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略していません。	同 左

（有価証券関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円

（デリバティブ取引関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左
2. 退職給付債務	2. 退職給付債務
(1)退職給付債務 254,489千円	(1)退職給付債務 304,191千円
(2)退職給付引当金 254,489千円	(2)退職給付引当金 304,191千円
3. 退職給付費用	3. 退職給付費用
勤務費用 97,546千円	勤務費用 71,250千円

（税効果会計関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">103,551</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">22,800</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td style="text-align: right;">15,818</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">7,046</td></tr> <tr><td>事業税</td><td style="text-align: right;">5,419</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,681</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">158,318</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">108,542</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">49,775</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">49,775</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">21.45%</td></tr> <tr><td>一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目</td><td style="text-align: right;">26.32%</td></tr> <tr><td>過年度分法人税、住民税及び事業税</td><td style="text-align: right;">8.45%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.71%</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等負担率</td><td style="text-align: right;">97.61%</td></tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	103,551	賞与引当金	22,800	役員退職慰労引当金超過額	15,818	未払費用	7,046	事業税	5,419	その他	3,681	繰延税金資産小計	158,318	評価性引当金	108,542	繰延税金資産合計	49,775	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	49,775	法定実効税率	40.69%	（調整）		永久に損金に算入されない項目	21.45%	一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目	26.32%	過年度分法人税、住民税及び事業税	8.45%	その他	0.71%	税効果適用後の法人税等負担率	97.61%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">123,775</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">17,785</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td style="text-align: right;">17,818</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">3,575</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,368</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">96,278</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">260,602</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">260,602</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	123,775	賞与引当金	17,785	役員退職慰労引当金超過額	17,818	未払費用	3,575	その他	1,368	繰越欠損金	96,278	繰延税金資産小計	260,602	評価性引当金	260,602	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																																															
退職給付引当金超過額	103,551																																																														
賞与引当金	22,800																																																														
役員退職慰労引当金超過額	15,818																																																														
未払費用	7,046																																																														
事業税	5,419																																																														
その他	3,681																																																														
繰延税金資産小計	158,318																																																														
評価性引当金	108,542																																																														
繰延税金資産合計	49,775																																																														
繰延税金負債	-																																																														
繰延税金資産の純額	49,775																																																														
法定実効税率	40.69%																																																														
（調整）																																																															
永久に損金に算入されない項目	21.45%																																																														
一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目	26.32%																																																														
過年度分法人税、住民税及び事業税	8.45%																																																														
その他	0.71%																																																														
税効果適用後の法人税等負担率	97.61%																																																														
繰延税金資産																																																															
退職給付引当金超過額	123,775																																																														
賞与引当金	17,785																																																														
役員退職慰労引当金超過額	17,818																																																														
未払費用	3,575																																																														
その他	1,368																																																														
繰越欠損金	96,278																																																														
繰延税金資産小計	260,602																																																														
評価性引当金	260,602																																																														
繰延税金資産合計	-																																																														
繰延税金負債	-																																																														
繰延税金資産の純額	-																																																														

（関連当事者関係）

1. 関連当事者との取引

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	1,811 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	無し	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	219,378	預金	219,378

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（1株当たり情報）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産	126,428円	1株当たり純資産	48,506円
1株当たり当期純利益	486円	1株当たり当期純損失	77,922円
損益計算書上の当期純利益	2,187千円	損益計算書上の当期純損失	350,652千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純利益	2,187千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純損失	350,652千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	4,500株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
該当ありません。		該当ありません。	

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期 別		第12期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動資産			
預金			787,272
前払費用			21,131
未収入金			8,546
未収委託者報酬			536,849
未収運用受託報酬			66,826
未収投資助言報酬			157,425
未収収益			25,779
流動資産計			1,603,831
固定資産			
有形固定資産			101,150
建物	*1	97,666	
器具備品	*1	3,484	
無形固定資産			2,531
ソフトウェア		1,406	
その他		1,124	
投資その他の資産			157,383
長期差入保証金		151,383	
投資有価証券		6,000	
固定資産計			261,064
資産合計			1,864,896

期 別		第12期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
負 債 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動負債			
預り金			20,398
未払手数料			251,168
未払委託調査費			241,976
その他未払金			16,292
未払費用			56,525
未払法人税等			3,344
未払消費税等			5,982
賞与引当金			124,759
役員賞与引当金			16,222
流動負債計			736,671
固定負債			
退職給付引当金			308,043
役員退職慰労引当金			725
固定負債計			308,768
負債合計			1,045,440
純 資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
株主資本			
資本金			900,000
資本剰余金			7,777
資本準備金		7,777	
利益剰余金			88,321
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		163,821	
株主資本合計			819,456
純資産合計			819,456
負債・純資産合計			1,864,896

(2) 中間損益計算書

期別		第12期中間会計期間 自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			1,083,406
運用受託報酬			119,081
投資助言報酬			100,695
その他営業収益			31,701
営業収益計			1,334,884
営業費用			
支払手数料			495,520
広告宣伝費			1,625
調査研究費			26,528
委託調査費			245,631
委託計算費			47,511
営業雑経費			22,085
印刷費		20,248	
協会費		1,836	
営業費用計			838,902
一般管理費			
給料			341,209
役員報酬		39,638	
給料・手当		301,571	
業務委託費			56,993
交際費			130
旅費交通費			3,716
事業税			2,869
租税公課			3,884
不動産賃借料			108,079
賞与引当金繰入額			81,050
役員賞与引当金繰入額			8,591
退職金			3,889
退職給付費用			15,788
役員退職慰労引当金繰入額			725
固定資産減価償却費	*1		5,355
諸経費			36,071
一般管理費計			668,354
営業損失			172,372
営業外収益			
受取利息			323
受取違約金			8,702
営業外収益計			9,026
経常損失			163,346
税引前中間純損失			163,346
法人税、住民税及び事業税			475
中間純損失			163,821

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

期別	第12期中間会計期間 自平成21年4月1日 至平成21年9月30日	
株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当中間期変動額	新株の発行 450,000
	当中間期末残高	900,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当中間期変動額	新株の発行 315,000 その他利益剰余金へ振替 344,223
	当中間期変動額合計	29,223
	当中間期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当中間期変動額	その他利益剰余金へ振替 200
	当中間期変動額合計	200
	当中間期末残高	-
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当中間期変動額	29,423
	当中間期末残高	7,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	344,423
	当中間期変動額	剰余金の配当 資本剰余金から振替 中間純損失 -
	当中間期変動額合計	180,602
	当中間期末残高	163,821
利益剰余金合計	前期末残高	268,923
	当中間期変動額	180,602
	当中間期末残高	88,321
株主資本合計	前期末残高	218,277
	当中間期変動額	601,179
	当中間期末残高	819,456
純資産合計	前期末残高	218,277
	当中間期変動額	601,179
	当中間期末残高	819,456

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	<p>第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日</p>
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員への退職金支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間未要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間未要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第12期中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。
建物 16,635千円
器具備品 7,851千円

（中間損益計算書関係）

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
*1 減価償却実施額
有形固定資産 5,062千円
無形固定資産 293千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日										
1. 発行済株式に関する事項 普通株式 9,000株										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">前事業年度末株式数 (株)</th> <th style="text-align: center;">当中間会計期間 増加株式数(株)</th> <th style="text-align: center;">当中間会計期間 減少株式数(株)</th> <th style="text-align: center;">当中間会計期間末 株式数(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式</td> <td style="text-align: center;">4,500</td> <td style="text-align: center;">4,500</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">9,000</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)	普通株式	4,500	4,500	-	9,000
株式の種類	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)						
普通株式	4,500	4,500	-	9,000						
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。										

（リース取引関係）

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日
1. ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。
2. オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる 未経過リース料
1年内 139,855千円
1年超 11,655千円
合 計 151,510千円

(有価証券関係)

第12期中間会計期末 (平成21年9月30日現在)	
1) 時価のある有価証券	該当事項はありません。
2) 時価評価されていない有価証券	その他有価証券
非上場株式	6,000千円

(デリバティブ取引関係)

第12期中間会計期間 (平成21年9月30日現在)	
該当事項はありません。	

(1株当たり情報)

第12期中間会計期間 自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	91,050円
1株当たり中間純損失	24,141円
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	163,821千円
普通株式に係る中間純損失	163,821千円
普通株主に帰属しない金額	-
期中平均株式数	普通株式 6,786株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第12期中間会計期間

自 平成21年4月 1日

至 平成21年9月30日

（資本金の額の減少）

当社は、平成21年12月18日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少を決議しました。

(1) 資本金の額の減少の目的

欠損填補を行うことにより繰越欠損を解消することで、当社の財務内容の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施に備えるため資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

(2) 資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。

(3) 減少する資本金の額

450,000千円

(4) 減資の日程

取締役会決議日

平成21年12月18日

臨時株主総会決議日

平成21年12月18日

債権者異議申述公告日

平成22年1月4日

債権者異議申述最終期日

平成22年2月4日

効力発生日

平成22年2月5日

[次へ](#)

(参考情報) フォルティス・アセットマネジメント株式会社の財務諸表

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第18期事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。また、第19期事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第18期事業年度 あずさ監査法人

第19期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年12月31日)	当事業年度 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,677,352	166,604
有価証券		871,462
未収委託者報酬	634,540	544,883
未収運用受託報酬	316,391	195,869
未収投資助言報酬	24,696	164,540
未収収益	119,251	449,462
繰延税金資産	88,913	444,568
前払費用	23,367	21,052
立替金	29,844	47,198
未収還付法人税等	108,358	-
未収還付消費税等	44,158	-
その他流動資産	26,053	24,354
貸倒引当金	-	18,954
流動資産計	3,092,928	2,911,043
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備 * 1	124,013	96,630
工具器具備品 * 1	67,263	38,381
有形固定資産計	191,276	135,012
無形固定資産		
電話加入権	1,166	1,166
ソフトウェア	401	1,676
のれん	488,000	383,428
無形固定資産計	489,568	386,271
投資その他の資産		
長期差入保証金	229,414	228,240
投資有価証券	773	999
繰延税金資産	355,655	-
投資その他の資産計	585,842	229,239
固定資産計	1,266,687	750,524
資産合計	4,359,616	3,661,567
負債の部		
流動負債		
未払手数料	586,869	437,743
未払費用	105,551	94,574
関係会社未払金 * 2	26,894	82,989
未払法人税等	-	8,302
未払消費税等	-	17,500
預り金	44,213	44,131
賞与引当金	277,225	286,621
関係会社借入金 * 2	1,300,000	800,000

その他流動負債	85,318	-
流動負債計	2,426,073	1,771,864
固定負債		
退職給付引当金	13,921	66,596
固定負債計	13,921	66,596
負債合計	2,439,994	1,838,461
純資産の部		
株主資本		
資本金 * 3	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,057,867	1,057,867
資本剰余金計	1,057,867	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	461,754	365,239
利益剰余金計	461,754	365,239
株主資本計	1,919,621	1,823,106
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	1,919,621	1,823,106
負債・純資産合計	4,359,616	3,661,567

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,798,129	1,784,656
運用受託報酬	654,464	472,074
投資助言報酬	12,105	461,446
その他営業収益 * 4	234,429	900,262
営業収益計	2,699,129	3,618,439
営業費用		
支払手数料	725,063	1,007,339
公告宣伝費	6,331	760
広告宣伝費	2,403	72,429
受益証券発行費	35,905	32,343
調査費		
調査費	117,182	154,689
委託調査費	618,330	504,396
委託計算費	48,331	49,872
営業雑経費		
通信費	16,514	29,516
協会費	1,830	3,418
その他	1,618	3,852
営業費用計	1,573,512	1,858,617
一般管理費		
給料		
役員報酬	60,940	96,358
給料・手当	546,600	829,363
賞与	17,153	31,996
賞与引当金繰入額	150,056	286,621
交際費	6,984	7,467
旅費交通費	39,358	29,273
租税公課	3,235	11,538
不動産賃借料	112,694	215,979
退職給付費用	19,243	66,205
固定資産減価償却費	23,081	58,713
のれん償却費	34,857	104,571
貸倒引当金繰入	-	18,954
諸経費	243,857	182,993
一般管理費計	1,258,061	1,940,037
営業損失 ()	132,445	180,215
営業外収益		
受取利息	1,700	7
有価証券利息	-	2,386
投資有価証券売却益	-	82
為替差益	-	18,792
雑収入	21,682	34,606

営業外収益計	23,382	55,876
営業外費用		
支払利息 * 1	21,903	16,599
支払保証料	150	-
投資有価証券売却損	4,294	1,332
投資有価証券評価損	1,226	-
為替差損	42,385	-
雑損失	3,078	11,449
営業外費用計	73,038	29,382
経常損失()	182,101	153,720
特別利益		
退職給付引当金戻入益	12,706	-
過年度組織改編関連費用修正益 * 5	-	59,495
特別利益計	12,706	59,495
特別損失		
固定資産除却損 * 3	10,487	-
本社移転関連費用	61,627	-
組織改編関連費用	161,104	-
退職給付制度間の移行に伴う損失	44,881	-
特別損失計	278,101	-
税引前当期純損失()	447,497	94,225
法人税、住民税及び事業税 * 2	1,205	2,290
法人税等調整額	1,481,774	-
法人税等合計	1,482,980	2,290
当期純損失()	1,930,477	96,515

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	400,000	400,000
当期末残高	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	41,006	1,057,867
当期変動額		
企業結合による増加	1,016,861	-
当期末残高	1,057,867	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	599,734	461,754
当期変動額		
企業結合による増加	1,792,497	-
当期純損失()	1,930,477	96,515
当期変動額合計	137,979	96,515
当期末残高	461,754	365,239
株主資本合計		
前期末残高	1,040,740	1,919,621
当期変動額		
企業結合による増加	2,809,358	-
当期純損失()	1,930,477	96,515
当期変動額合計	878,881	96,515
当期末残高	1,919,621	1,823,106
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	749	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	749	0
当期末残高	-	0
純資産合計		
前期末残高	1,039,990	1,919,621
当期変動額		
企業結合による増加	2,809,358	-
当期純損失()	1,930,477	96,515
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	749	-
当期変動額合計	879,630	96,515
当期末残高	1,919,621	1,823,106

重要な会計方針

期別 科目	第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。</p>	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2．固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年 3月31日以前に取得 したもの 旧定率法によっております。 平成19年 4月 1日以降に取得 したもの 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次の通り です 建物附属設備 10年～15年 工具器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法によ り償却しております。 また、のれんについては、5年間 の期間均等償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払い に充てるため、支払見込額を計上 しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p>

	<p>(2) 退職給付引当金 従業員からの退職給付に備えるため、退職一時金について、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。</p> <p>（追加情報） 当社は平成20年10月1日に退職給付制度を改正し、確定給付型制度から確定拠出型制度（キャッシュバランスプラン）へ移行しました。当該確定給付年金制度へ移行しました。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。新制度への移行に伴う過去勤務債務は発生していません。本移行に際し支払われた金額と旧制度終了時における退職給付引き当て基金の差額44,881千円は特別損失に「退職給付制度間の移行に伴う損失」として計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年1月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>同左</p>
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、これによる影響額は軽微であります。</p>	

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日</p>
<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」は131,246千円であり、「未収投資助言報酬」は、該当ございません。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「運用受託報酬」は363,042千円であり、「投資助言報酬」は該当ございません。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年12月31日現在)	第19期 (平成21年12月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 8,201千円 工具器具備品 35,487	* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 35,585千円 工具器具備品 66,671
* 2 関係会社に対する資産及び負債 関係会社借入金 1,300,000千円 関係会社未払金 26,894	* 2 関係会社に対する資産及び負債 関係会社借入金 800,000千円 関係会社未払金 82,989
* 3 授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 普通株式 13,000株 発行済株式総数 普通株式 8,000株	* 3 授權株式数及び発行済株式総数 同左

注記事項

（損益計算書関係）

第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
<p>* 1 関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 40px;">支払利息 21,903千円</p> <p>* 2 法人税等 法人税等1,205千円は法人住民税であります。</p> <p>* 3 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物附属設備 6,365千円 工具器具備品 3,985 無形固定資産 136</p>	<p>* 1 関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 40px;">支払利息 16,599千円</p> <p>* 2 法人税等 法人税等2290千円は法人住民税であります。</p> <p>* 3 固定資産除却損</p> <p>* 4 その他営業収益の内訳は次の通りであります。 兼業による報酬 900,262千円</p> <p>* 5 特別利益に計上された過年度組織改編関連費用修正益は、昨年度に引当計上を行った企業結合に伴う組織改編関連費用がなくなつたため戻入れたことによるものです。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式に関する事項

第18期（自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

第19期（自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日						
<p>1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>重要性が乏しいため、記載を省略しておりません。</p>	<p>1． 同左</p> <p>2．オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料</p> <table data-bbox="836 1061 1209 1189"> <tr> <td>1年以内</td> <td>179,141千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>554,586</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>733,727</u></td> </tr> </table>	1年以内	179,141千円	1年超	554,586	合計	<u>733,727</u>
1年以内	179,141千円						
1年超	554,586						
合計	<u>733,727</u>						

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	2,000	773	1,226
	小計	2,000	773	1,226
合計		2,000	773	1,226

投資有価証券は、時価が著しく低下したことにより、1,226千円の減損処理をしております。

第19期（自 平成21年1月1日 至 平成19年12月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	1,000	999	0
	小計	1,000	999	0
合計		1,000	999	0

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第18期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
90,000	-	4,294

第19期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 時価評価されていない有価証券の内容

第18期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

	貸借対照表計上額(千円)
-	-

第19期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

	貸借対照表計上額(千円)
1. その他有価証券 MMF	871,462

（退職給付関係）

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日																
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は平成20年10月1日に従来¹の確定給付型の制度として退職一時金制度から確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度に移行しております。なお、この移行に伴い、旧制度に基づき会社都合で算出した退職金を全額支給しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">13,921千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,921千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">19,243千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,243千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	13,921千円	退職給付引当金	13,921千円	勤務費用	19,243千円	退職給付費用	19,243千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">66,596千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66,596千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">66,205千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66,205千円</td> </tr> </table> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	66,596千円	退職給付引当金	66,596千円	勤務費用	66,205千円	退職給付費用	66,205千円
退職給付債務	13,921千円																
退職給付引当金	13,921千円																
勤務費用	19,243千円																
退職給付費用	19,243千円																
退職給付債務	66,596千円																
退職給付引当金	66,596千円																
勤務費用	66,205千円																
退職給付費用	66,205千円																

（税効果会計関係）

第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
税務上の営業権計上額 1,394,379	税務上の営業権計上額 1,044,041
繰越欠損金 552,440	繰越欠損金 951,374
賞与引当金損金不算入額 112,802	賞与引当金損金不算入額 116,626
組織改編関連費用損金不算入額 34,716	未払費用損金不算入 35,618
未払費用損金不算入 22,273	退職給付引当金損金不算入額 27,098
退職給付引当金損金不算入額 5,664	貸倒引当金繰入超過額 7,712
その他 1,880	その他 2,477
繰延税金資産小計 2,124,157	繰延税金資産小計 2,184,946
評価性引当額 1,671,008	評価性引当額 1,740,377
繰延税金資産合計 453,148	繰延税金資産合計 444,568
繰延税金負債	繰延税金負債
未収事業税 8,580	未収事業税 -
繰延税金資産の純額 444,568	繰延税金資産の純額 444,568
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
(調整)	(調整)
評価性引当額の変動 367.1	評価性引当額の変動 73.6
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.5	交際費等永久に損金に算入されない項目 15.3
住民税均等割 0.3	住民税均等割 2.4
その他 2.1	企業結合による繰越欠損金 43.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率 331.3	その他 4.8
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.4

（関連当事者との取引）

第18期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントエス・イー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任1名	グループ 管理会社	マネージメントサービス	千円 24,213	関係会社未払金	千円 24,213
親会社	フォルティス銀行東京支店	東京都港区	千ユーロ 9,374,878	銀行業		なし	資金の借入	資金の借入 支払利息	千円 21,903	関係会社借入金 関係会社未払金	千円 1,300,000 2,681

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エービーエヌ・アムロアセットマネジメントアジア	香港 中国	千ユーロ 900,000	資産運用業		兼任1名	その他情報提供サービス	その他営業収益 委託調査費	千円 33,334 5,676 (注4)	未収収益 未払費用	千円 43,467 9,983
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントルクセンブルク	ルクセンブルグ市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業		なし	投資一任契約	運用受託報酬	千円 169,822	未収運用受託報酬	千円 61,759
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントネザーランド	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業		なし	投資助言契約	投資助言報酬 委託調査費	千円 173,800 9,352	未収収益 未払費用	千円 111,429 9,352

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注3）上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（注4）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成20年8月1日から平成20年12月31日までの期間のものであります。

第19期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ マネジメントエスエー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任1名	グループ 管理会社	マネー ジメン トサー ビス	千円 63195	関係会 社未払 金 未払費 用	千円 57,465 5,730
親会社	フォルティス銀行	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 9,374,878	銀行業	被所有 間接 100%	なし	資金の借 入	資金の借 入 支払利息	千円 16,599	関係会 社借入 金 関係会 社未払 金	千円 800,000 720

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントルクセンブルク	ルクセンブルグ市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業		なし	投資一任 契約	運用受託報酬 その他営業 収益	千円 411,109 467,002	未収収益 関係会 社未払 金	千円 408,147 160
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントネザerland	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業		なし	投資助言 契約	その他営業 収益 運用受託報酬	千円 296,488 27,380	未収収益	千円 98,058
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントベルギーエスエー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 44,114	資産運用業		なし	投資一任 契約	その他営業 収益 雑収入	千円 13,051 19,898	未収収益 仮払金	千円 20,827 21,908

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

BNPパリバ銀行（パリ証券取引所に上場）

フォルティス銀行（非上場）

フォルティス・インベストメンツ マネジメントエスエー（非上場）

（企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日</p>
<p>（共通支配下の取引等）</p> <p>1．フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社の合併</p> <p>フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は平成20年 8月 8日付で合併契約を締結し、平成20年 8月 8日に開催した臨時株主総会の承認をもって、平成20年10月 1日に合併いたしました。</p> <p>（1）企業結合の概要</p> <p>1）結合当時企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容</p> <p>結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社 投資顧問業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>2）企業結合の法的形式 フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>3）企業結合後の名称 フォルティス・アセットマネジメント株式会社</p>	

4) 取引の概要

本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、フォルティスグループの日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

(2) 実施した会社処理の概要

本合併は、「企業結合に係わる会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

2. フォルティス・アセットマネジメント株式会社へのイービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社からの事業譲渡

(1) 企業結合の概要（事業譲渡）

1) 取得した事業の内容

投資助言・代理業務、投資運用業務、関係会社が行う為替オーバーレイ業務にかかる委託業務

2) 企業結合を行った理由

日本における経営の効率化、合理化を進めるため、フォルティス・アセットマネジメント株式会社に事業を譲渡することにより、グループ内における事業の経営資源を集約して、よりいっそうの収益力の向上と事業基盤の強化を図るものであります。

3) 企業結合の日

平成20年8月31日

4) 企業結合の法的形式

事業譲渡契約

(2) 財務諸表に含まれている取得した事業の期間

平成20年9月1日から平成20年12月31日

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得原価：522,857千円

<p>(4) 発生したのれんの金額等 のれん金額：522,857千円 発生原因： 今後の事業貢献による期待される超過額 償却方法及び償却期間： 5年間の定額法により償却しております。</p>	
---	--

(1株当たり情報)

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
1株当たり純資産額 239,952.71円	1株当たり純資産額 227,888.32円
1株当たり当期純損失 241,309.63円	1株当たり当期純損失 12,604.38円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
当期純損失(千円)	1,930,447	96,515
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,930,447	96,515
期中平均株式数	8,000	8,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を凶るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要であります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社と平成22年7月1日付の合併に伴い、同社の証券投資信託委託業に係る業務を承継し、同日付で「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」に社名変更致します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成22年3月末日現在

「再委託先」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

平成22年3月末日現在

「販売会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成21年12月末日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

「販売会社」

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。なお、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙または本文記載頁に、ロゴ・マーク、イラスト、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する他、ファンド名称の説明を付記することがあります。届出書本文の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、冒頭に記載することがあります。また、目論見書の表紙裏面に、金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (3) 交付目論見書の巻末に約款および用語集を添付します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の巻末に請求目論見書を添付し、目論見書として使用することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月9日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCROCI日本株指数ファンドの平成21年1月16日から平成21年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CROCI日本株指数ファンドの平成21年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月17日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCROCI日本株指数ファンドの平成21年7月16日から平成22年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CROCI日本株指数ファンドの平成22年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年12月18日開催の臨時株主総会において、資本金の額の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。